

障害福祉制度のあらまし

姫路市（令和8年度版）

（注1）手当等については、年度当初時点の金額を記載しています。

制度の名称	手帳種別			対象者	制度の内容	しおり	担当課	備考	
	身	療	精						
障害者福祉金	○	○	○	・身体1～4級、療育A、B1又は精神1～3級 ・市内に1年以上居住	年額10,000円～ 30,000円(月割有)	P16	障害福祉課 221-2305	所得制限有 9,3月の25日支払	
重度障害者(児) 介護手当	○	○		・身体1,2級又は療育A・3歳以上65歳未満 ・重度障害の状況・在宅・常時介護	月額10,500円	P17	障害福祉課 221-2305	所得制限無 5,8,11,2月の10日支払	
特別障害者手当	○	○	○	・重度障害者・20歳以上・在宅 ・特別な障害の状況(医師の診断等で確認)	月額30,450円	P17	障害福祉課 221-2305	所得制限有 5,8,11,2月の10日支払	
補装具費 日常生活用具費	○	○		・身体1～6級(用具に係る部位・等級)又は療育A 更生相談所の判定、医師の診断書が必要な場合有	障害内容に応じた 装具、生活用具費の給付	P14	障害福祉課 221-2305	原則1割負担、所得制限有 介護保険優先	
自立 支援 医療	更生	○		・身体1～6級(医療に係る部位・等級)・18歳以上	障害を軽減するために 必要な医療費の軽減	P24	障害福祉課 221-2305 障害福祉課 221-2309	原則1割負担 所得制限有	
	育成	※	※	※					・障害がある・18歳未満
	精神通院医療	※	※	※					・精神疾患により継続通院
交通 ① 助成 ② ③ ④ ⑤	バス優待	○	○	○	・手帳所持者	乗車運賃無料	P29	障害福祉課 221-2305	いずれか1つのみ選択可 (注2)自動車燃料費・タクシー 料金助成は身障手帳の内容に より最大枚数が異なる
	鉄道優待	○	○	○	・手帳所持者	最大年10,000円分	P30		
	船舶優待	○	○	○	・手帳所持者	半額乗船券を最大年20枚	P30		
	自動車燃料費	○	○	○	・身体1,2級、療育A又は精神1級・在宅	最大年5枚(注2)	P30		
	タクシー料金	○	○	○	・身体1,2級、療育A又は精神1級	最大年20枚(注2)	P30		
NHK放送受信料 (減免)	○	○	○	(全額)・手帳所持・所持者を含む世帯全員が住民税非課税 (半額)・身体1,2級(視覚/聴覚は1～6級)、療育A又は精神1級 ・手帳所持者がNHK契約者かつ世帯主		P31	NHK神戸放送局 078-252-5050	障害福祉課の他、香寺・ 安富・夢前保健SC、家島 事務所でも手続き可	
	有料道路通行料金 (割引)	○	○		・身体1～6級又は療育A 1,2種要件有	通行料金半額	P26	障害福祉課 221-2305	障害福祉課で申請 ETCカードでの登録も可
兵庫ゆずりあい駐車場	○	○	○	・部位等ごとによる等級に該当、難病患者		P11	障害福祉課 221-2454(県ユニバ-ル推進課)		
ヘルプマーク・カード	※	※	※	・障害がある又は妊娠初期等により援助又は配慮を必要としている方		P13	障害福祉課 221-2454(県ユニバ-ル推進課)		
心身障害者(児) 扶養共済	○	○	○	・身体1～3級、療育A～B2又は同程度の精神障害 ・扶養者(保護者)が65歳未満	1口 月額 20,000円 2口 月額 40,000円	P19	障害福祉課 221-2305(県障害福祉課)		

- ・各種手当、助成等とも事前申請が必要です。・日常生活用具費、補装具費、自立支援医療等、決定までに1ヵ月以上要する手続きもあります。
- ・その他の留意事項、他課・関係機関に係る制度につきましては、裏面をご確認ください(他課・関係機関に係る制度は各課等へお問い合わせください)。
- ・手帳種別の「※」は障害者手帳取得の有無に関わらずご利用いただける制度(制度ごとに要件あり)です。

障害福祉制度のあらまし（他課・関係機関分）

（注3）詳細は、各課・各機関にお問い合わせください。

制度の名称	手帳種別			対象者	制度の内容	しおり	担当課・機関	備考
	身	療	精					
在宅高齢者介護手当	※	※	※	下記①②を満たす高齢者を居宅において常時介護している方 ①65歳以上で要介護3～5と認定された方 ②ねたきりの状態が6か月以上継続している、または認知症で問題行動を伴う方	月額10,500円	-	高齢者支援課 221-2317	所得制限無 5,8,11,2月の25日支払
障害児福祉手当	※	※	※	・重度障害 ・20歳未満 ・常時介護が必要な方	月額16,560円	P18	こども支援課 221-2311	所得制限有 5,8,11,2月の10日支払
特別児童扶養手当	※	※	※	・重度又は中度障害 ・20歳未満の児童を監護している方	月額 1級 58,450円 2級 38,930円	P18	こども支援課 221-2311	所得制限有 4,8,11月の11日支払
障害基礎年金	※	※	※	・初診日、障害認定日、障害等級、年金保険料納付などの受給要件や所得制限の有無、年金額の詳細は年金事務所等へお問い合わせください。		P19	国民年金窓口センター 221-2332	
障害厚生年金 障害手当金	※	※	※			P20	姫路年金事務所 224-6382	
重度 障害者 高齢重度 医療費	○	○	○	・身体1,2級、療育A又は精神1級	自己負担金の一部を助成	P23	福祉総務課 221-2307	所得制限有
後期高齢者医療	○	○	○	・身体1～3級,4級の一部、療育A又は精神1,2級 ・65歳以上	後期高齢者医療制度の利用が可能	P24	後期高齢者医療保険課 221-2315	所得制限無
所得税・住民税 (所得控除)	○	○	○	・身体1,2級、療育A又は精神1級 ・身体3～6級、療育手帳B1,B2又は精神2～3級	特別障害者控除 普通障害者控除	P22	姫路税務署 282-1135	住民税は市民税課(221-2261)へ 年末調整、確定申告時に申出
自動車税 軽自動車税	○	○	○	・身体(部位により異なる)、療育A,B1又は精神1級 ・本人又は同一生計者所有し、運転する車両		P23	姫路県税事務所 281-9104	軽自動車税は主税課へ (050-1784-4560)
駐車禁止除外 指定車標章	○	○	○	・身体(部位により異なる)、療育A又は精神1級 ・本人が現に使用(同乗)中の車両		P12	各所轄の警察署交通係等へ	
バス運賃(割引)	○	○		1種は本人及び介護人、2種は本人のみ	乗車運賃半額	P28	バス各社	運賃支払いの際に障害者 手帳を提示
JR運賃(割引)	○	○	○	介護人同伴の場合の1種本人及び介護人 1種本人(単独の場合)、2種本人	全線、運賃半額 100km超の場合運賃半額	P28	JR・私鉄各社	割引方法等は各社に問い 合わせ
航空旅客運賃(割引)	○	○	○	・手帳所持者及び同乗する介護者	各航空会社が定める 割引率	P28	航空各社	割引方法等は各社に問い 合わせ
タクシー運賃(割引)	○	○		・手帳所持者	乗車運賃1割引	P28	姫路乗用自動車事業 協同組合298-7200	運賃支払いの際に障害者 手帳を提示

- ・介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、児童通所給付、児童相談支援給付、地域生活支援事業(給付)等の各種サービスの内容や利用についてのお問い合わせ、ご相談は障害福祉課(電話 221-2309,2457)へ
- ・上記の地域生活支援事業(給付)には住宅改造費助成、自動車改造費助成、自動車運転免許取得費助成、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣等の事業もあります。これらのサービスの内容や利用についてのお問い合わせ、ご相談は障害福祉課(電話 221-2305)へ
- ・「介護保険優先」の記載がある制度は、同様のサービスが介護保険制度にある場合は介護保険(221-2445～2449)のサービスが優先となります。